

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府 沖縄振興局）

| | | | |
|-----------------------|--|------------|--------|
| 制 度 名 | 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長 | | |
| 税 目 | 酒税 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年間延長（平成34年5月14日まで）する。</p> <p><軽減内容> ①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が ②県内にある製造場で製造し ③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減する。</p> <p><軽減割合> ・泡盛：35%軽減 ・その他（ビール等）：20%軽減</p> | | |
| | | 平年度の減収見込額 | 百万円 |
| | | （制度自体の減収額） | （ 百万円） |
| | | （改正増減収額） | （ 百万円） |

| | | |
|-------------------|---|-----|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内酒類製造業の育成・保護（経営基盤の強化など） ・ 酒類製造業及び関連産業の振興を通じた沖縄経済の振興 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本軽減措置については、昭和47年に沖縄が本土に復帰する際に導入され、昭和52年以降、その社会経済情勢等を考慮して延長措置が講じられてきたところであるが、沖縄県の一人当たりの県民所得は今なお全国最下位（全国平均の68.6%（H25年度））であるほか、失業率についても全国と比較して高い水準（H27年：全国3.4%、沖縄5.1%）にあるなど、沖縄における社会経済情勢等は依然として考慮が必要な状況にある。</p> <p>酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあって、沖縄を代表する重要な地場産業であり、離島を含めた県内各地域に製造場が所在し、地域の経済や雇用を支えているところであるが、若年層の人口減少やアルコール離れ、消費者の嗜好の多様化及び本土の酒類製造者との競争の激化等によって、泡盛製造業については出荷数量が11年連続で減少し、事業者の3割は営業赤字であるほか、ビール類製造業についても県内市場での出荷数量は横ばい傾向が続くなど、同業界を取り巻く状況は厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況の中、泡盛業界においては、本年から稼働した共同配送センター（於：東京）の活用による流通コストの削減を図るほか、若年層や女性の消費拡大策の推進、増加が続いている沖縄への観光客の一層の取り込み等を目指した新たな取組を推進する予定である。また、ビール製造者においても、県内市場におけるブランド力を強化して競争力を維持するとともに、昨年度初めて駐在員事務所を設置した台湾を始めとする海外・県外市場への出荷拡大を図り、移出産業としての一層の発展を目指していく計画を有している。</p> <p>本軽減措置は、対象となる沖縄県産酒類の酒税を軽減することによって、県外産の同品目の酒類に対する県内酒類の価格優位性の確保に寄与するものであり、厳しい状況下で酒類製造業が行う上述のような様々な振興策等の効果的な推進のためには、本軽減措置を継続し、価格面から沖縄県産酒類の消費促進を支援することが必要である。</p> <p>以上のとおり、沖縄の社会経済情勢等を考慮し、沖縄の一般消費者の負担を軽減するとともに、沖縄を代表する重要な地場産業である酒類製造業が、厳しい経営環境下で推進する種々の取組及びこれらの取組の推進による離島地域の振興や沖縄経済の振興を支援するため、本軽減措置の延長が必要である。</p> | |
| | 今回の要望に関 | 合理性 |

| | | | |
|-----|------------------------|---|--|
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成 34 年 5 月 14 日までの 5 年間 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 上記達成目標と同じ |
| | | 政策目標の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒税の軽減額（平成 27 年度） : 3,116 百万円 ・ 泡盛の県内出荷数量（平成 27 年度） : 16,392kl ・ ビール類の県内出荷数量（平成 27 年度） : 46,693kl |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 49 事業者 （沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づき所轄税務署長から指定を受けた製造者） | |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 本軽減措置は、沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減するとともに、県外産の同品目の酒類に対する県内酒類の価格優位性を確保する効果があり、この措置により県内酒類製造者による様々な消費拡大策の円滑な実施を支援していくことによって、沖縄県産酒類の消費促進、県内酒類製造者の経営基盤の強化、関連産業の振興及び離島を含む沖縄県経済の振興といった好循環につながっていくものと見込んでいる。 | |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 本軽減措置と同一の目的及び対象を要件とする税制措置はない。 | |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 予算上の措置は要求していない。 | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — | |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>本軽減措置の直接の目的の一つが、沖縄の消費者の酒税負担を軽減するということであり、酒税の軽減を行うこと自体が必要な措置である。</p> <p>税負担を軽減するために、税相当額の一部を酒類製造者又は消費者に支給する方法もありえるが、酒類製造者に支給する場合、支給額が確実に価格に反映され消費者負担軽減に活用されるかの担保が難しいこと、また、酒類製造者からの出荷数量が県内で消費される数量となるわけではない（県内向け出荷分が卸売業者等から県外に出荷される場合が多々あり、本軽減措置では卸売業者による差額納税によって問題とならないが、補助金の場合には結果的に過剰支給となりかねない）ことから、本軽減措置に代えて実施することは現実的でない。</p> <p>一般消費者に対し担税者として負担した酒税の一定率を補助する方法もあり得るが、各一般消費者が間接税として負担した酒税額を正確に把握することは極めて困難であり、事務経費・作業も膨大になることから現実的でない。</p> | |

| | | | <p>したがって、現行の政策目的を実現する手段として補助金の支給による代替は困難であり、酒税の軽減による措置が最も妥当である。</p> <p>また、本軽減措置は、沖縄県において①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について酒税を軽減するものであり、軽減措置の対象となる製造場は今後増加することはなく限定されており、本軽減措置は政策目的を達成するための必要最小限の措置である。</p> <p>さらに、本軽減措置の創設後 45 年近くを迎えるが、沖縄の社会経済情勢等を考慮し、引き続き沖縄の一般消費者の税負担を軽減するとともに、製造業の少ない沖縄における重要な地場産業である酒税製造業の経営基盤の強化や振興を支援する必要がある、本軽減措置の延長は許容されるものと考えている。</p> | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> | | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>①酒税の軽減額（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="587 663 1445 779"> <thead> <tr> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,416</td> <td>3,369</td> <td>3,305</td> <td>3,125</td> <td>3,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>②軽減措置対象事業者数：49</p> | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | 3,416 | 3,369 | 3,305 | 3,125 | 3,116 |
| | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | | | | | | | | |
| | 3,416 | 3,369 | 3,305 | 3,125 | 3,116 | | | | | | | | |
| | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> | <p>調査対象となっていない。</p> | | | | | | | | | | | |
| | <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>①一般消費者の税負担の軽減効果 直近の平成 27 年度における軽減額は約 31 億円である。</p> <p>②県内産酒類の価格優位性確保による県内出荷数量の下支え効果 制度創設後明確なデータが残る昭和 51 年度と平成 27 年度のビール類・泡盛の出荷数量を比較すると、約 34,000kl が約 63,000kl となり 2 倍程度に拡大している。これは人口増加や所得の増加によるものもあると考えられるが、規模の小さな沖縄県の酒類製造者が、本土の大手メーカーとの厳しい競争の中（市場シェアについて確たる統計はないが、例えば、ビール類についての県内産酒類の市場シェアは 5 割超程度と言われている）、一定の出荷数量を確保してきており、本軽減措置による価格面からの下支え効果が発現しているものと考えられる。</p> <p>③産業の少ない離島における雇用の受け皿効果 泡盛の製造場のうち約 4 割が離島に存在しており、産業の少ない離島における雇用の受け皿となっている。 （製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者の割合（例） 沖縄県全体：3.4% 久米島：26.2% 与那国島：23.1% 伊是名島：17.3% 宮古島：14.3%</p> <p>④関連産業等沖縄県経済への波及効果 平成 26 年度の泡盛製造業の売上高 152 億円に対する経済誘発額は 244 億円で、経済波及効果は 1.6 倍、就業者誘発数は、1,899 人である。平成 26 年のビール製造業の売上高 216 億円に対する経済誘発額は 303 億円で、経済波及効果は 1.4 倍、就業者誘発数は 2,192 人である（沖縄県調査結果による）。</p> | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------|------------------------------------|---|
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各地域の経済振興を担う酒類製造者の経営基盤の安定 ・ 酒類製造業の移出産業への発展等を通じた沖縄経済の振興 |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>泡盛の出荷数量については、11年連続で対前年比マイナスという厳しい状況が続いており、泡盛製造者の3割が営業赤字という状況にある。これは、我が国全体で単式蒸留しょうちゅうを含む酒類全体の課税数量が減少傾向にあることが大きな潮流としてあり、その背景として若年層を中心としたアルコール離れ、消費者のし好の多様化等が指摘されているところである。</p> <p>ビール類（ビール、発泡酒、新ジャンル）についても、我が国全体では出荷数量が減少傾向にあるとみられる。</p> <p>そのような大きな潮流の中、沖縄県のビール類製造者については、海外を含む県外出荷比率が平成22年度の11.1%から平成27年度には20.2%に拡大しており移出産業としての発展を続けているが、主要市場である県内市場においては圧倒的に規模の大きい大手ビールメーカーとのし烈な競争が繰り広げられているため出荷数量が横ばい傾向であり、経営基盤が中長期的に安定とは言えない状況である。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | | <p>沖縄の復帰に伴い昭和47年に本軽減措置が創設されて以降、5年ごとの昭和52年度、57年度、62年度、平成4年度、9年度、14年度、19年度、24年度の8回に渡り適用期限の延長が行われている。</p> |